

生駒市スポーツリーダーバンク運営要領

1. 趣旨

この要領は、生駒市スポーツリーダーバンク設置要綱に基づき、教育委員会がスポーツリーダーバンクの円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2. スポーツリーダーについて

この要領のスポーツリーダーとは、次のとおりとする。

(1) 実技リーダー

スポーツ活動の現場において、技術等の実際の指導にあたるリーダー

① (財) 日本体育協会公認スポーツリーダーの資格を有する者

※指導員、コーチ、教師、トレーナーなど

(スポーツリーダー及びマネジメント資格を含む)

② 加盟団体及び加盟団体が関係する上部団体が認定する資格を有する者

(2) 講演・講義等の講師

教室などにおいて、スポーツ活動の知識をより深め、スポーツ理論等を学ぶために講義を行うリーダー

① スポーツ理論に関する学識経験者等

※大学教授、助教授、講師など

② 健康及びスポーツ安全に関する学識経験者

※スポーツドクター、栄養士など

3. 登録の手順について

(1) 主に実技指導の登録を希望するリーダーは、所定の「登録申請書」を市教育委員会へ提出する。

(2) 教育委員会は、提出された「登録申請書」に基づき、リーダーバンクに「登録申請書」のデータを登録する。

(5) 「登録申請書」の内容に変更が生じた場合（生駒市リーダーバンク登録事項変更届（様式第2号））、又はリーダーが登録の抹消を希望する場合（登録辞退届（様式第3号））は、教育委員会へ速やかに関係書類を提出するものとする。

5. 派遣の手順について

(1) リーダーの派遣を希望する者（以下「依頼者」という。）は、原則として2ヶ月前までに教育委員会に派遣の依頼を行う。

(2) 教育委員会は、依頼者からの内容を検討し、適当と認められる場合は、登録者名簿の中から適切なリーダーを選定し、受諾の可否を打診する。

(3) リーダーが受諾した場合、教育委員会は依頼者にその旨連絡する。

(4) 依頼者は、リーダーに連絡し、指導内容などについて協議を行う。

(5) リーダーは、依頼者から要請のあった場所で指導活動を行う。

(6) 依頼者は、教育委員会へ「実施報告」を行う。

6. リーダーの任務

(1) リーダーは、リーダーバンクを通じて、実技指導を希望する市内各地域のスポーツ団体及び学校等の依頼に応じ、その指導に当たるものとする。

- (2) リーダーは、リーダーバンクを通じて、講義・講演を希望する市内各地域のスポーツ団体及び学校等の依頼に応じ、その講義等に当たるものとする。
- (3) リーダーは、依頼者と指導内容について事前に協議する。
- (4) リーダーは、登録内容に変更が生じた場合、及び登録の抹消を希望する場合、所定の様式にて速やかに市教育委員会へ報告する。

7. 依頼者の範囲

- (1) 市内各地域の団体、学校関係団体、行政機関及び関係団体等
- (2) 市内でスポーツ活動を行っている団体及びグループ
- (3) その他、教育委員会が必要と認める団体等

8. 依頼者の条件

- (1) 参加者の人数、施設、設備等が適切であること。(人数は概ね10名以上)
- (2) 参加者の事故などに対して責任をもって対応できること。
- (3) 営利活動・政治活動・宗教活動などを目的としないこと。
- (4) 参加者に対してスポーツ傷害保険に加入していること。

9. 依頼者の任務

- (1) 教育委員会に派遣の依頼を行う。
- (2) 決定したリーダーと事前に指導内容等について協議を行う。
- (3) リーダーに謝金及び交通費(以下「謝金等」という。)を支給する。
- (4) 事業の終了後速やかに教育委員会へ「実施報告」を行う。

10. 教育委員会の業務

- (1) 教育委員会は、登録されたリーダーバンクの情報を市のホームページ及びパンフレット等により、広報を行うとともに、依頼者からの申し込みなどの受付を行う。
- (2) 依頼者からの内容を検討し、適切なリーダーを選定して、そのリーダーに受諾の可否を打診する。
- (3) 依頼者から「実施報告」を受ける。

11. リーダーの派遣に対する経費

リーダーの派遣に対する謝金等については、依頼者が負担する。

- ①謝金は、当該要綱の設置目的に基づき、利用者の過重にならないものとし、依頼者とリーダーとの協議の上、決定する。
- ②交通費は、実費相当分を依頼者が負担する。
- ③その他の経費は、依頼者の負担とする。

12. その他

この要領に定めるもののほか、リーダーバンクに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。